

ロシア連邦

連邦法

連邦法「為替規制および為替管理について」の改正について

国家院（下院）採択 2023年12月15日

連邦院（上院）承認 2023年12月22日

第1条

2023年12月10日付連邦法第173-FZ号「為替規制および為替管理について」（ロシア連邦法令集、2003、No. 50、掲載番号4859；2004、No. 27、掲載番号2711；2005、No. 30、掲載番号3101；2007、No. 1、掲載番号30；No. 22、掲載番号2563；No. 29、掲載番号3480；No. 45、掲載番号5419；2008、No. 30、掲載番号3606；2010、No. 47、掲載番号6028；2011、No. 29、掲載番号4291；No. 48、掲載番号6728；No. 50、掲載番号7348、7351；2013、No. 19、掲載番号2329；No. 27、掲載番号3447；No. 30、掲載番号4084；2014、No. 11、掲載番号1098；No. 19、掲載番号2317；No. 30、掲載番号4219；2015、No. 27、掲載番号3972；No. 48、掲載番号6716；2016、No. 27、掲載番号4218；2017、No. 47、掲載番号6851；2018、No. 1、掲載番号11；No. 11、掲載番号1579；No. 15、掲載番号2035；No. 22、掲載番号3041；No. 31、掲載番号4835；No. 49、掲載番号7524；No. 53、掲載番号8411、8440；2019、No. 31、掲載番号4424；No. 42、掲載番号5806；No. 49、掲載番号6957；No. 52、掲載番号7775；2020、No. 31、掲載番号5050；No. 52、掲載番号8592；2021、No. 1、掲載番号38；No. 8、掲載番号1199；No. 27、掲載番号5051、5052、5171、5181、5187；2022、No. 18、掲載番号3018；No. 29、掲載番号5320；No. 50、掲載番号8805）に以下の変更を加える：

1) 第12条において：

a) 第2項に：

以下を内容とする新たな第2段落を追加する：

「非居住者である法人と同じ国際的企業グループに属する居住者である法人は、ロシア連邦領外に所在する銀行または金融市場機関におけるそうした非居住者である法人の口座（預金）の開設（閉鎖）および口座（預金）情報の変更について、本項第1段落に定める期限内に自らの登記地の税務機関に通知する。」；

第2～6段落をそれぞれ第3～7段落とみなす；

b) 第7項に以下を内容とする段落を追加する：

「非居住者である法人と同じ国際的企業グループに属する居住者である法人は、ロシア連邦領外に所在する銀行または金融市場機関におけるそうした非居住者である法人の口座（預金）に係わる金銭およびその他の金融資産の移動についての報告書、ならびにそうした非居住者である法人による、銀行口座開設なしで、外国の決済サービス業者が提供する電子的決済手段を用いての送金についての報告書を、それらを証明する文書とともに、ロシア連邦政府がロシア連邦中央銀行との合意により定める手順により、自らの登記地の税務機関に提出する。」；

c) 第8項において：

以下を内容とする新たな第2段落を追加する：

「本条第2項第2段落および第7項第8段落に定める要求は、そうした要求が国際的企業グループの親会社によって、または国際的企業グループの親会社により当該国際的企業グループ参加企業を代表して当該要求を履行する義務を課せられた国際的企業グループ参加企業によって履行された場合、およびロシア連邦政府がロシア連邦中央銀行との合意にもとづいて定めたその他の場合には適用されない。」；

第2～4段落をそれぞれ第3～5段落とみなす；

2) 第22条第6項において：

a) 第5段落を以下の文言に変更する：

「ロシア連邦中央銀行は、非居住者への商品の引渡、非居住者のための役務の履行、非居住者へのサービスの提供、非居住者への知的活動の成果（それらに対する排他的権利を含む）の譲渡を定めた、上記居住者および（または）法人が当事者である契約にしたがって支払われるべき金銭が、非居住者から居住者および（または）居住者の子会社（存在する場合）である法人（外国の法律にしたがって設立され、ロシア連邦領外に所在地を有するものを含む）によって受領されたことについて、または上記契約による非居住者の義務のその他の履行もしくは終了についての情報、さらに外貨建ての、ならびに（または）上記居住者および（もしくは）法人により非居住者に対してロシア連邦通貨および（もしくは）外貨で支払われるべき、資産および負債についての、また上記居住者および（または）法人に対する非居住者の負債についての情報の内容、書式、そのロシア連邦中央銀行への提出の期限、手順を、為替関連活動分野における国家政策策定および法規的規制機能を遂行する連邦行政機関ならびに対外経済活動（対外貿易を除く）分野における国家政策策定および法規的規制機能を遂行する連邦行政機関との同意にもとづき、定める権利を有する。」；

b) 第6段落において、「情報通信ネットワーク「インターネット」上のロシア連邦中央銀行オフィシャルサイトに掲載される」という文言を削除する；

c) 以下を内容とする段落を追加する：

「居住者に、彼らが本項第6段落に示すリストに掲載された旨の情報を伝える手順は、ロシア連邦中央銀行によって定められる。」；

3) 第23条第8項の1第1段落の「口座の開設および運用、」という文言のあとに「本連邦法第24条第5項の要求の居住者による履行、」という文言を追加する；

4) 第24条第5項を以下の文言に変更する：

「本連邦法第22条第6項に示すリストに掲載されている居住者は、非居住者への商品の引渡、非居住者のための役務の履行、非居住者へのサービスの提供、非居住者への知的活動の成果（それらに対する排他的権利を含む）の譲渡を定めた、上記居住者および（または）法人が当事者である契約にしたがって支払われるべき金銭が、非居住者から上記居住者および（または）上記居住者の子会社（存在する場合）である法人（外国の法律にしたがって設立され、ロシア連邦領外に所在地を有するものを含む）によって受領されたことについての、または上記契約による非居住者の義務のその他の履行もしくは終了についての情報、さらに外貨建ての、ならびに（または）上記居住者および（もしくは）法人により非居住者に対してロシア連邦通貨および（もしくは）外貨で支払われるべき、資産および負債についての、また上記居住者および（もしくは）に対する非居住者の負債についての情報が、ロシア連邦中央銀行が定める内容、書式、期限、手順で、作成され、ロシア連邦中央銀行に提出されるようにしなければならない。本連邦法第22条第6項に示すリストに掲載されている居住者のうちに、その居住者の子会社であるような法人（外国の法

律にしたがって設立され、ロシア連邦領外に所在地を有するものを含む）が存在する場合、本項に示す情報は、その居住者の子会社であるすべての法人（外国の法律にしたがって設立され、ロシア連邦領外に所在地を有するものを含む）に関する情報を含む連結ベースで、その居住者によりロシア連邦中央銀行に提出される。」。

第2条

1. 本連邦法は、2024年3月1日をもって発効する。ただし本連邦法第1条第1項は例外とする。
2. 本連邦法第1条第1項は2024年7月1日をもって発効する。

ロシア連邦大統領令 V.プーチン

モスクワ、クレムリン
2023年12月25日
第647-FZ号